

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成25年川西市条例第22号）新旧対照表

| 現行  | 改正後（案）  |
|---|---|
| <p>第4条 アステ市民プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 市民に文化的な活動と交流の場を提供すること。</p> <p><del>(2) 住民基本台帳、印鑑登録等に係る証明書等の交付に関すること。</del></p> <p>(3) 地域の子育て支援に関すること。</p> <p>(4) 市民生活に関する相談に応じること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。</p> <p>（第5条～第16条は省略）</p> <p>付 則<br/>       （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。<br/>       （川西市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の廃止）</p> <p>2 川西市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成5年川西市条例第13号）は、廃止する。<br/>       （準備行為）</p> <p>3 アステ市民プラザの使用の許可に係る申請その他アステ市民プラザを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。<br/>       （見直し）</p> <p>4 令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。</p> <p>付 則（令和4年3月28日条例第7号）<br/>       （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条並び</p> | <p>第4条 アステ市民プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 市民に文化的な活動と交流の場を提供すること。</p> <p><del>(2) 住民基本台帳、印鑑登録等に係る証明書等の交付に関すること。</del></p> <p>(2) 地域の子育て支援に関すること。</p> <p>(3) 市民生活に関する相談に応じること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。</p> <p>（第5条～第16条は省略）</p> <p>付 則<br/>       （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。<br/>       （川西市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の廃止）</p> <p>2 川西市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成5年川西市条例第13号）は、廃止する。<br/>       （準備行為）</p> <p>3 アステ市民プラザの使用の許可に係る申請その他アステ市民プラザを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。<br/>       （見直し）</p> <p>4 令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。</p> <p>付 則（令和4年3月28日条例第7号）<br/>       （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条並び</p> |

に次項、付則第3項及び付則第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料であって、令和4年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

に次項、付則第3項及び付則第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料であって、令和4年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この付則は、令和7年12月29日から施行する。